人口・社会統計部会の審議状況について(学校基本調査及び学校教員統計調査)

- 学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る部会審議は、①12月24日と②1月18日の2回開催。
- 1月18日の部会までで審議を終了し、答申案につき、部会長預かりとして細部を調整中。
- 1回目の部会における審議状況は以下のとおり。

<学校基本調査関係>

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理				
1 本調査計画の変更						
	学校基本法の改正により、平成 28 年度より新たな学校種として「義	・ 適当と判断				
	務教育学校」が創設されたことに伴い、					
ア 調査対象の範囲の変更	・ 調査対象の範囲に「義務教育学校」を追加					
イ 学校調査票(義務教育学校)及び	・ 学校調査票(義務教育学校)及び卒業後の状況調査票(義					
卒業後の状況調査票(義務教育学校	務教育学校 後期課程)を新設					
後期課程)の新設						
ウ 調査事項の変更						
● 「小中一貫教育の実施形態」欄の	・ 小中一貫教育の実施形態(小学校・中学校の施設について、一	・適当と判断				
追加	体型・隣接型・分離型等の別)について把握する調査事項を設定					
	【学校調査票(小学校)】【学校調査票(中学校)】【学校調					
	査票 (義務教育学校)】【卒業後の状況調査票 (中学校)】【卒					
	業後の状況調査票(義務教育学校)】					
● 「二部授業の学級数・生徒数・教員	・ 二部授業(いわゆる夜間中学校)に係る基本的事項として、学	<委員等の意見>				
数(公立)」欄の追加	級数、生徒数及び教員数を把握する調査事項を設定 【学校調	・二部授業の生徒に関しても、卒業後の進路				
	査票(中学校)】【学校調査票(義務教育学校)】	を把握すべきではないか				
● 「理由別長期欠席者数」欄の削除	・ 児童・生徒のうち、前年度に 30 日以上長期欠席した児童・生徒	・ 適当と判断				
	について、その欠席理由別の人数を把握する調査事項を削除	(※)一般統計調査(児童生徒の問題行				
	(※)【学校調査票(小学校)】【学校調査票(中学校)】【学	動等生徒指導上の諸問題に関する調査)				
	校調査票(中等教育学校)】	で詳細に把握することとしているため				

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理
● 「高等学校等専攻科からの編入学 者数」欄の変更等	 「短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)からの編入 学者数」の選択肢として「高等学校(専攻科)」「中等教育学校 (専攻科)」「特別支援学校(専攻科)」を追加 【学校調査 票(大学)学部学生内訳票】 「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄を追加 【学校調査 票(短期大学)本科学生内訳票】 	・適当と判断
I 集計事項の変更	・ 学校調査票 (義務教育学校) 及び卒業後の状況調査票 (義 務教育学校 後期課程) の新設並びに既存の調査票における調 査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更	・適当と判断
オ 調査結果の公表の方法の変更	 調査結果報告書等の名称を「学校基本調査速報」から「学校基本統計速報(学校基本調査の結果速報)」に、また、「学校基本調査報告書」を「学校基本統計(学校基本調査報告書)」にそれぞれ変更 インターネット公表における具体的な公表媒体(文部科学省ホームページ及びe-Stat)を明示 	<委員等の意見> 公表内容の充実化を図るとともに、資料の所在が分かるように構成を工夫する必要がある
カ 調査票情報の保存期間及び保存責任 者の変更	・ 調査票情報のうち、集計作業の途中段階で作成したデータ(中間作成物である集計表)である「結果原表」を削除	・適当と判断
キ 東日本大震災の影響に伴う調査計画 の変更に係る規定の削除	・ 東北3県の初等中等教育機関に対する調査日程の延期並びに 調査結果の公表の方法及び期日を変更することとした調査計画上 の規定を削除	・適当と判断

ယ်

<学校教員統計調査関係>

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理			
1 本調査計画の変更 ア 調査対象の範囲等の変更 イ 教員個人調査票(幼保連携型認定 こども園)及び教員個人調査票(義務 教育学校)の新設	①幼保連携型認定こども園が平成27年度から創設されたこと、②義務教育学校が平成28年度から創設されたことに伴い、 ・調査対象の範囲に「幼保連携型認定こども園」及び「義務教育学校」を追加 ・教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)及び教員個人調査票(義務教育学校)を新設	・ 調査対象の範囲の変更等については適当と判断 〈委員等の意見〉 教員個人調査票(幼保連携型認定こども 園)で「保育士資格の保有状況」を把握することとしているが、併せて、幼稚園教諭について も保育士資格の保有状況を把握することとす べきではないか			
ウ 集計事項の変更	・ 教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)及び教員個人調 査票(義務教育学校)の新設等に伴い、関連する集計事項を 変更	・適当と判断			
I 調査結果の公表の方法の変更	・ 調査結果報告書等の名称を「学校教員統計調査中間報告」から「学校教員統計中間報告」に、また、「学校教員統計調査報告書」を「学校教員統計(学校教員統計調査報告書)」にそれぞれ変更 ・ インターネット公表における具体的な公表媒体(文部科学省ホームページ及び e-Stat)を明示	<委員等の意見> 公表内容(調査対象、推計方法、抽出率な ど)の充実化を図るとともに、資料の所在が分 かるように構成を工夫する必要がある			
オ 調査票情報の保存期間及び保存責任 者の変更	・ 調査票情報のうち、集計作業の途中段階で作成したデータ(中間作成物である集計表)である「結果原表」を削除	・ 適当と判断			
カ 立入検査等の対象とできる事項の削除	・ 調査計画上における立入検査等に係る記載事項を削除	・ 適当と判断			

学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る 部会審議経過

審議事項等	12月24日	1月18日
ра им. Т. Ж. Л	(第1回)	(第2回)
諮問の概要及び審査メモに関する説明	•	
前回部会審議に係る継続審議事項		•
≪学校基本調査≫		
1 学校基本調査の変更		
(1) 調査対象の範囲の変更		
(2)調査票の新設		
ア 学校調査票(義務教育学校)の新設		
イ 卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)の新設		
(3)調査事項の変更		
ア 「学校種別」欄の変更		
イ 「小中一貫教育の実施形態」欄の追加		
ウ 「二部授業の学級数・生徒数・教員数(公立)」欄の追加		
エ 「理由別長期欠席者数」欄の削除		
オ 「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄の変更等		
(4)集計事項の変更		
(5)調査結果の公表の方法の変更		
(6)調査票情報の保存期間及び保存責任者の変 更		
(7)東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除		
2 統計委員会諮問第66号の答申における「今後の課題」への対応状況		
について		
≪学校教員統計調査≫		
1 未諮問基幹統計としての確認事項	•	
2 学校教員統計調査の変更		
(1)調査の属性的範囲等の変更		
(2)調査票の新設	•	
ア 教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)の新設		
イ 教員個人調査票(義務教育学校)の新設		
(3)集計事項の変更		
(4)調査結果の公表の方法の変更		
(5)調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更	•	
(6)立入検査等の対象とできる事項の削除		
答申(案)		•